

地方公共団体及び地方独立行政法人向け指針における論点

1 地方公共団体及び地方独立行政法人における情報保護評価の検討に当たって

- 地方公共団体は、特定個人情報を多数取り扱うことが予定され、また住民に対し積極的に特定個人情報の取扱いを公表していくべきものと考えられ、この点、行政機関、独立行政法人等と同様といえる。
そのため、情報保護評価指針の多くの点は、地方公共団体についても同様の取扱いとすべきであると考えられる。
- また、国は、地方公共団体に関する制度の策定及び施策の実施に当たって、地方公共団体の自主性及び自立性が十分に発揮されるようにしなければならず（地方自治法第1条の2第2項）、国の関与を受け、又は要することとする場合には、その目的を達成するために必要な最小限度のものとするとともに、地方公共団体の自主性及び自立性に配慮しなければならない（同法第245条の3第1項）とされている。
- また、地方独立行政法人における個人情報の取扱いについては、従来、当該地方独立行政法人を設立する地方公共団体の条例に一般に服してきているものと考えられることから、情報保護評価についても地方公共団体同様の仕組みとすることが考えられる。

2 地方公共団体特有の論点

- 上記1により、国の機関による地方公共団体に対する関与を必要な最小限度のものとする観点から、地方公共団体については個人番号情報保護委員会による承認や抽出点検を行わないこととしてはどうか。
- また、上記と同様の観点から、意見聴取についても、行政機関等のように画一的に手続を義務付けることはせず、住民からの意見の反映方法について地方公共団体に委ねることとしてはどうか。
- したがって、地方公共団体については、情報保護評価に係る最低限の実施枠組である評価書の作成及び公表のみを義務付けることとし、そのほか

の措置については、地方公共団体に委ねることとしてはどうか。

- このほかに、地方公共団体特有の仕組みとすることが望ましい点はあるか。

3 地方公共団体における情報保護評価に係るプロセス

- 上記2の通り、地方公共団体について個人番号情報保護委員会による承認や抽出点検を行わないこととする場合、地方公共団体における情報保護評価のプロセスとして、以下が考えられる。

- ① 評価書の作成
- ② 住民の意見聴取・見直し（その方法については地方公共団体に委ねる）
- ③ 承認（国の機関は行わない）
- ④ 公表

- ③承認のパターンとしては、以下が考えられる。
 - i 当該地方公共団体が設置する個人情報保護審議会等の諮問機関にて承認を行う。

なお、当該承認事務の他の地方公共団体に対する事務委託や機関等の共同設置等、地方自治法第11章第3節に定める地方公共団体相互間の協力の手法等によることも考えられる。

- ii 当該地方公共団体における責任者が承認を行う

- このほかに、考えられる承認のパターンは何か。